

「指定訪問看護」 重要事項説明書（医療保険）

（令和 6 年 10 月 1 日 現在）

訪問看護サービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項を説明させていただきます

1. 事業者概要

事業者名	医療法人 安川病院
事業者所在地	福井県福井市大和田 2 丁目 108 番地
代表者名	理事長 安川 繁博
電話番号	（電話） 0776-52-2800（FAX） 0776-52-2809

2. サービス提供事業所

事業所名称	大和田訪問看護ステーション
事業所所在地	福井県福井市大和田 2 丁目 108 番地
電話番号	（電話） 0776-52-2808（FAX） 0776-52-2809
介護保険指定事業者番号	1860190071
事業実施区域	福井市全区域・坂井市・吉田郡 （上記地域以外のご希望でもご相談に応じます）
営業日	月曜日～金曜日（土・日曜日、12月31日から1月3日までを除く） 但し、必要時にはご相談に応じます
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 時間外、休業日は携帯電話にて対応します。

3. 事業目的

事業の目的	利用者に対し、居宅での療養生活の支援及び心身機能の維持回復並びに、ご家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るために適切な看護サービスを提供します。
運営方針	1.当ステーションの看護師等は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その日常生活における援助及び機能訓練等を行います。 2.指定訪問看護は、利用者の心身機能の維持・回復及び症状の軽減もしくは悪化防止に資するよう、その目標を設定し計画的におこないます。 3.指定訪問看護の実施にあたっては、主治医ならびに地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療・福祉サービスを提供する者と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4・事業所の職員体制

従業者の職種	資格	常勤	非常勤
管理者 (訪問看護サービス従事者)	看護師	1名	
訪問看護サービス従事者	看護師	3名	
訪問看護サービス従事者	理学療法士	1名	

5. サービス内容

- 1) 医学的管理のもとで主治医の指示書に基づき、居宅での療養生活にむけての支援を行うため訪問看護計画を作成し、その計画を利用者及び家族様等に説明し同意を得たうえで、訪問看護計画書を交付し、適切な看護サービスを提供します。
- 2) 理学療法士が訪問看護を提供する場合は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに訪問させていただきます。
- 3) 利用者の状態に合わせて、定期的な看護職員による訪問により適切に評価を行います。

主な看護の項目と具体的内容

項 目	具 体 的 内 容
① 日常生活の看護	<ul style="list-style-type: none"> * 一般状態、病状の観察(血圧・体温・呼吸・脈拍など) * 清潔保持のケア、入浴のお手伝い * 食生活の援助 * 排泄の援助 * 終末期に対するケア * 在宅酸素療法の管理 人工肛門 人工膀胱管理 * 慢性疾患(高血圧症、肝臓病、糖尿病など)療養生活・内服支援 * 褥瘡(床ずれ)の予防及び処置 * カテーテル等の管理 * 医師の指示による医療処置
② リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> * 体位交換、関節などの運動 * 日常生活動作の訓練 * 日常生活機能の訓練 * 日常生活用具の利用相談
③ 健康相談	* 健康チェックと助言
④ 認知症の看護	* 認知症のケアと相談
⑤ 家屋改善の助言	* 浴室・トイレ・ベッド・居室などの住宅改善時の相談
⑥ 介護相談	* 介護、日常生活に関する相談
⑦ その他	* 介護教室への協力 介護用品の紹介

6. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料 利用料の詳細については別紙に記載します。

社会保険適用の場合	各種保険制度の規定による自己負担額
国民健康保険適用の場合	各種保険制度の規定による自己負担額
後期高齢者保険適用の場合	後期高齢者保険制度の規定による自己負担額

* 各種公費負担が適用となる場合は、自己負担額が減免または免除されます。

(2) 交通費 無料

(3) キャンセル料 訪問予定当日の訪問時間までに連絡がない場合は、一提供と同等のキャンセル料を実費で頂きます。但し、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急でやむを得ない事情がある場合は請求しません。

(4) お支払方法 銀行等の指定口座より自動引き落としとなります。

- ・ 月ごとに清算し、当該月分の請求書を 10 日前後の訪問時にお渡しいたします。
- ・ 当該月末(休日の場合は翌営業日)に指定口座より引き落としさせていただきます。
- ・ 引き落としの完了確認後、領収書を発行させていただきます。
- ・ 残高不足で引き落としができなかった場合は翌月に合わせて請求させていただきますが 2 か月続けて引き落としができなかった場合は、現金で集金させていただきます。
- ・ 領収書の再発行は致しませんので大切に保管してください。

7. 秘密保守及び個人情報の保護

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、訪問看護サービスを提供する上で知りえた利用者様及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この情報を保守する義務は当該サービス終了後も継続します。また、事業者は事業者の使用する者が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約に含め遵守させます。

(2) 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 当事業者は、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を第三者に提供します。

- ① 要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について関係する都道府県、市町付属関係及びその委託を受けた機関が情報や報告を求めた場合
- ② 主治医等が居宅サービス計画の内容について情報や報告を求めた場合。
- ③ 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等の関係者がサービス担当者会議等においてサービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- ④ 利用者の急激な体調の変化等により、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供の必要性がある場合。
- ⑤ 高齢者虐待防止法に基づいて、高齢者虐待事例についての関係機関への情報提供など、高齢者保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合。

8. 人権擁護・高齢者虐待防止について

事業者は利用者の人権擁護・高齢者虐待などを防止するために次の措置を行います。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています <虐待防止責任者 管理者>
- (2) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図り、研修の実施や指針を整備します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにそれを市町村に通報するものとします。

9. 緊急時・事故発生時の対応

- ・ 訪問看護のサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急連絡先(ご家族様)、居宅介護支援事業等へ連絡を行い必要な措置を講じます。病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。
- ・ 訪問看護のサービス提供中に事故等が発生した場合は、速やかに利用者の主治医等、緊急連絡先(ご家族様)、居宅介護支援事業等へ連絡を行い必要な措置を講じます。
- ・ 事業者又は従業員の責に帰すべき事由により利用者又はその家族等に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。なお、日常生活でも起こりうる転倒等につきましては、これを除外します。

10. 苦情等相談窓口

サービスに関する苦情については、次の窓口にて対応します。

① 大和田訪問看護ステーション	窓口責任者 管理者 ご利用時間 午前9時～午後5時まで ご利用方法 電話 0776-52-2808 FAX 番号 0776-52-2809
福井県地域医療課	電話 0776-20-0345 FAX 0776-20-0642
近畿厚生局福井事務所	電話 0776-25-5373 FAX 0776-25-5375
福井健康福祉センター	電話 0776-36-1116 FAX 0776-34-7215
福井県運営適正化委員会	電話 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942
福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1611 FAX 0776-57-1625

大和田訪問看護ステーションに対するご相談・苦情及び提供しているサービス内容についての相談・苦情を承ります。苦情処理は中立性・公平性を重んじ、内容確認・分析を行い、利用者・市町村・地域包括支援センター・居宅介護支援事業・主治医・国保連等関係諸機関と速やかに連携をとり、問題解決にむけて対処します。

(1)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情内容について、利用者及びその家族等より詳細に聞き取り調査をする。
- ① 苦情受付者から管理者へ詳細を報告する。
- ② 当事業所職員より状況を把握し、改善策を作る。
- ③ 利用者、家族等に対して状況や今後の改善策を説明し、了承を得る。
- ④ これらの期間を最長1週間とする。

(2)利用者が申立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いを受けることはありません。

11. 衛生管理・感染予防

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を行います。
 - ① 事業所に置ける感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画の算定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、看護師等職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 暴力団排除

事業所を運営する当該法人の役員及び実施に当たっては、福井市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事はありません。またその運営について、暴力団員の支配を受けません。

14. 身分証携行義務

訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15. ご利用にあたってのお願い

- (1) 訪問看護のサービス計画と異なる曜日に、サービス提供日の変更をお願いすることがありますが、ご了承ください。
- (2) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気等)の費用はご利用者様の負担となります。
- (3) 利用者様はいつでも、担当の訪問看護職員の変更を申し出ることが出来ます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。また、予定していた訪問看護師が体調不良等の理由で、訪問看護の業務に支障がでた場合には、速やかに他の訪問看護師を派遣し、ご利用者様のご迷惑にならないように配慮します。
- (4) 他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は速やかに当ステーションに申告して下さい。感染症対策により訪問看護のご利用を控えさせていただく場合があります。
- (5) 雪や台風による天候不良時は、訪問時間が遅れる場合があります。ご利用者様の了解を得た上で訪問時間や訪問日の変更をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

【医療保険 料金表】

健康保険法・国民健康法・後期高齢者医療に基づき利用者より所定の額（1割～3割）を徴収致します。

各種医療保険公費負担の医療証をお持ちの方は、基本利用料が減免又は免除されます

2024年6月

「1 訪問看護基本療養費」+「2 訪問看護管理療養費」+「3 加算」がかかります。

1. 訪問看護基本療養費

基本療養費		基本利用料		利用者負担額（円）		
		（円）		1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 （Ⅰ）	看護師	週3日まで	5,550/日	555	1,110	1,665
		週4日目以降	6,550/日	655	1,310	1,965
	理学療法士	5,550/日		555	1,110	1,665
基本療養費 （Ⅲ）	外泊している入院患者 に対する訪問看護	8500/日		850	1,700	2,550

2. 訪問看護管理療養費

	基本利用料（円）	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日	7,670/日	767	1,534	2,301
月の2回目以降	3,000/日	300	600	900

3. 加算項目

		1割 （円）	2割 （円）	3割 （円）	
退院時共同指導加算	初回訪問時1回に限り（適応時）	8,000/月	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	初回訪問時（90分以内）（適応時）	6,000/月	600	1,200	1,800
長時間退院支援指導加算	初回訪問時（90分以上）（適応時）	8,400/月	840	1,680	2,520
24時間対応体制加算	1ヶ月につき	6,520/月	652	1,304	1,956
緊急訪問看護加算	1日につき14日まで	2,650/日	265	530	795
	1日につき15日以降	2,000/日	200	400	600
特別加算 ①	1ヶ月につき	5,000/月	500	1,000	1,500
特別加算 ②	1ヶ月につき	2,500/月	250	500	750
複数名加算	看護師・理学療法士（週1回 1日につき）	4,500/回	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算 （週4回以上訪問できる方）	1日2回	4,500/回	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000/回	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算	1回につき（週1回限り）	5,200/回	520	1,040	1,560
夜間・早朝訪問看護加算	夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）	2,100/回	210	420	630
深夜訪問看護加算	深夜（22時～翌朝6時）	4,200/回	420	840	1,260
在宅患者連携指導加算	1ヶ月につき（適応月）	3,000/月	300	600	900
在宅患者救急時等カンファレンス加算	1ヶ月につき（適応月） （月2回まで）	2,000/回	200	400	600

情報提供療養費 1	対象者 1ヶ月につき	1,500/月	150	300	450
情報提供療養費 3	対象者 1ヶ月につき	1,500/月	150	300	450
ターミナルケア療養費	該当時	25,000/月	2,500	5,000	7,500

医療保険料金ご説明

【退院時共同指導加算】

病院、診療所又は退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回（別に厚生労働省が定める疾患等の場合は2回）加算されます

【退院支援指導加算】、【長時間退院支援指導加算】

診療により退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、療養上の指導を行った場合に加算されます。長時間は厚生労働大臣が定める疾病等や特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受ける方に加算されます

【24時間対応体制加算】

利用者様またはその看護にあたっている方から電話等により、看護に関する相談や意見を求められた場合に、24時間対応できる体制にしておくものです。訪問にお伺いした場合には、サービス利用時間に応じた1回分の訪問看護費がかかります。

【緊急時訪問看護加算】

利用者様又はその家族の求めに応じて、主治医の指示により、看護師が緊急に訪問看護を実施した場合に、1日につき1回限り加算されます。

【特別管理加算】

特別な管理を必要とする利用者様に対して、訪問看護の実施する計画的な管理を行った場合に加算されます。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理・気管カニューレを使用されている方・留置カテーテルを使用している方
- ② 腹膜灌流・酸素療法・中心静脈栄養・経管栄養・自己導尿・人工呼吸器・疼痛管理・肺高血圧患者指導管理・ドレーンチューブを使用中・人工肛門・人工膀胱・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方・真皮を超える褥瘡の状態にある方

【複数名訪問看護加算】

利用者様やその家族の同意を得て看護師等が複数名で訪問します。対象は、末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾患・特別訪問看護指示書期間中・特別な管理を必要とする利用者。又、暴力行為や著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる利用者となります。

【難病等複数回訪問看護加算】

難病等の利用者様に対して、1日に複数回の訪問看護を行った場合に加算されます。

【長時間訪問看護加算】

特別管理加算を算定されている利用者様、特別訪問看護指示書の期間にある利用者様に対し90分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

【在宅患者連携指導加算】

在宅で療養し、かつ、通院が困難な利用者様に対し、医療機関関係職種間で文書等により共有された情報から指導等を行った場合に加算されます。

【在宅患者救急時等カンファレンス加算】

利用者様の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針をたて、情報共有を行った際に加算されます。

【情報提供療養費】

別に厚生労働大臣が定める疾患等の利用者様の居住地を管轄する市町村等に対して、必要な情報を提供した場合に加算されます。

- ・訪問看護情報提供療養費 1

市町村等の実施する保健福祉サービスの連携を強化し、利用者様に対する総合的な在宅医療を推進することを目的とし、市町村に対して訪問看護の状況を文書にて提供した場合に算定されます。

- ・訪問看護情報提供療養費 3

保険医療機関等に入院又は入所する利用者について、在宅での状況を文書にて提供した場合に算定されます。

【ターミナルケア加算】

在宅でお亡くなりになった利用者様について、死亡日及び死亡前日14日以内に2日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。

*ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外でお亡くなりになった場合も含まれます。